

日本空調サービス株式会社

証券コード：4658

第60回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告	47

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 銀扇の間

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 役員賞与の支給の件



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4658/>



証券コード：4658
(発送日) 2023年6月7日
(電子提供措置開始日) 2023年6月2日

株 主 各 位

名古屋市名東区照が丘239番2
日本空調サービス株式会社
代表取締役社長 田 中 洋 二

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nikku.co.jp/ja/ir/stockinfo/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4658/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本空調サービス」または「コード」に「4658」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、**2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに**議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場所 名古屋市中区栄1丁目3番3号
ヒルトン名古屋 5階 銀扇の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項 報告事項

- 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
- 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与の支給の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内） 3頁から4頁をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて掲載しております。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申しあげます。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙の住所表示欄 XX股

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

同封同封 〇〇〇〇〇〇〇

見本

サイン用QRコード

サインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

秘密コード XXXXX

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

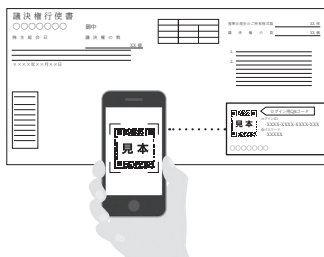
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録してください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を勧奨しつつ利益配分を決定することとしております。そのため、配当の原資となる利益を継続的に向上させ、連結配当性向50%を目途にその水準を維持していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期末の配当金につきましては、1株につき14円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金14円を含めた年間配当金は、1株につき28円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円、総額479,843,462円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位	在任 期間	取締役会 出席状況
1	た 田	なか 中	よう 洋	じ 二	再任	代表取締役社長	9年 20/20回 100%
2	より 依	ふじ 藤	とし 敏	あき 明	再任	取締役上席執行役員 経営企画部長	1年 18/18回 100%
3	す 諏	わ 訪	まさ 雅	と 人	再任	取締役上席執行役員 人事部長	1年 18/18回 100%
4	しら 白	いし 石	かず 一	ひこ 彦	再任	取締役上席執行役員 名古屋支店長	1年 18/18回 100%
5	むろ 室	たに 谷	とし 敏	あき 彰	再任	取締役	7年 19/20回 95%
6	た 田	なか 中	とし 登志男	お	再任	社外 独立	取締役 3年 20/20回 100%
7	ひがし 東	もと 本	つよし 強		再任	社外 独立	取締役 3年 20/20回 100%
8	きた 北	がわ 川	ひろみ		再任	社外 独立	取締役 1年 18/18回 100%

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た なか よう じ
田 中 洋 二

(1956年8月14日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 64,700株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2004年 6 月	当社入社	2014年 6 月	当社取締役執行役員経理部長
2007年 4 月	当社経理部長	2015年10月	当社取締役執行役員経営企画部長兼経理部長
2010年 1 月	蘇州日空山陽機電技術有限公司董事 (現任)	2016年 3 月	NACS Singapore Pte. Ltd. Managing Director
2011年 5 月	株式会社日本空調東北取締役	2016年 4 月	当社取締役執行役員経営企画部長
2013年 5 月	日本空調システム株式会社取締役	2017年 9 月	NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD. Authorized Representative
2013年 6 月	株式会社日本空調北陸取締役	2018年 4 月	当社代表取締役社長 (現任)
2014年 4 月	当社執行役員経理部長		

取締役候補者とした理由

財務経理、経営企画等の管理部門を中心とした豊富な知識と経歴を持ち、今後も当社グループ全体の企業価値向上に強いリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

より ふじ とし あき
依 藤 敏 明

(1967年3月15日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 16,500株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1987年 4 月	当社入社	2022年 6 月	当社取締役執行役員経営企画部長兼海外部長 NACS Singapore Pte. Ltd. Managing Director (現任)
2013年 4 月	当社東日本本部横浜支店長		
2014年 4 月	当社執行役員横浜支店長		
2015年 4 月	当社執行役員九州支店長		
2022年 4 月	当社執行役員経営企画部長兼海外部長	2022年10月	当社取締役上席執行役員経営企画部長兼海外部長
2022年 5 月	株式会社日本空調北陸取締役 (現任)	2023年 4 月	当社取締役上席執行役員経営企画部長 (現任)
	NACS BD Co., Ltd. Chairman & Director (現任)		

取締役候補者とした理由

国内主要拠点の支店長等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経歴とともに、建物設備工事業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、引き続き、当社グループの競争力や企業価値の向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

す わ まさ と
諏訪 雅人

(1965年8月27日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 19,800株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員人事部長
2004年 4月	当社中国支店長（現 中四国支店）	2020年 5月	株式会社日本空調北陸取締役
2007年 4月	当社三河支店（現 名古屋支店）豊 橋グループマネージャー	2020年 7月	当社執行役員経営企画部長
2008年 4月	当社三河支店長	2022年 4月	当社執行役員人事部長
2010年 4月	当社関東支店長	2022年 5月	日空ビジネスサービス株式会社取締役（現任）
2011年 5月	当社管理・教育本部人事部リーダー	2022年 6月	当社取締役執行役員人事部長
2014年 4月	当社人事部長	2022年10月	当社取締役上席執行役員人事部長（現任）

取締役候補者とした理由

支店長や国内子会社の取締役等の要職を歴任し、営業面や経営管理の豊富な知識と経験を有するとともに、人事部長として培った知識と経験をいかし、引き続き、当社グループの企業価値向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

しら いし かず ひこ
白石 一彦

(1968年3月29日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 13,000株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年 4月	当社入社	2021年 4月	当社執行役員名古屋支店長
2013年 4月	当社西日本本部中国支店長（現 中四国支店）	2022年 6月	当社取締役執行役員名古屋支店長
2015年 7月	日本空調四国株式会社代表取締役社長	2022年10月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長（現任）
2015年10月	同社取締役	2023年 5月	日本空調システム株式会社取締役（現任）
2020年 4月	当社執行役員中四国支店長		

取締役候補者とした理由

国内の主要拠点の支店長及び国内子会社の代表取締役等の要職を長きにわたり歴任するなど、営業面や経営管理の豊富な知識と経験とともに、建物設備メンテナンス業にも長く携わり培った技術面の知識と経験を有しており、これらをいかして、引き続き、当社グループの競争力や企業価値の向上を図ることができる人材と判断し、取締役候補者いたしました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

むろ たに とし あき
室谷 敏彰

(1953年5月5日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 74,140株

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1972年4月	当社入社	2005年5月	同社取締役
1977年10月	株式会社日本空調北陸転籍	2006年5月	同社代表取締役社長
1991年4月	同社営業部長	2016年6月	当社取締役(現任)
1992年9月	同社取締役	2022年5月	株式会社日本空調北陸会長(現任)
2003年5月	同社常務執行役員		

取締役候補者とした理由

当社子会社である株式会社日本空調北陸における営業部門の要職を歴任し、長きにわたり同社の代表取締役社長としての豊富な経験と実績を有していることから、引き続き、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができる人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

た なか と し お
田中 登志男

(1954年1月22日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 2,100株

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1983年10月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社	1987年12月	税理士登録
1987年3月	公認会計士登録	2007年1月	税理士法人アイオン代表社員(現任)
1987年6月	同社退社	2007年9月	東陽監査法人代表社員
1987年7月	東陽監査法人職員登録	2016年8月	東陽監査法人代表社員退任
		2020年6月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、監査法人及び税理士法人の代表社員として長きにわたり活躍されており、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、引き続き、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

ひがし もと
東本

つよし
強

(1962年8月31日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 8,400株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1989年4月 三菱重工業株式会社入社
2012年3月 同社退社
2017年3月 京都大学経営管理大学院修了 (MBA取得)
2020年6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、京都大学経営管理大学院でのMBA取得により経営に関する専門的知識を有し、加えて、前職において、延べ10年以上にわたり中国や台湾等の数多くの海外駐在歴があり、それら各国の大型プロジェクトのアドミニストレーションマネージャー (運営管理総括責任者) として活躍されておりました。それらの豊富な実務経験を基に、当社グループが進める海外展開に関する有意義な助言を行っていただき、引き続き、当社におけるグループ経営管理の強化に十分な役割を果たしていただける人材として、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

きた がわ
北川 ひろみ

(1962年11月4日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 0株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年4月	弁護士登録 南館法律事務所 (現 弁護士法人GROWTH) 入所	2016年4月	愛知県弁護士会副会長
2003年7月	南館・北川法律事務所 (現 弁護士法人GROWTH) パートナー弁護士	2017年4月	南山大学法務研究科教授 (現任)
2014年4月	中部弁護士会連合会理事	2022年4月	弁護士法人GROWTH代表社員 (現任)
		2022年6月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と経験に加え、愛知県弁護士会副会長や大学教授を歴任する等の豊富な経験に基づき、引き続き、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言が期待できる人材として、社外取締役候補者といたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「候補者の有する当社の株式数」については、2023年3月31日の所有株式数を記載しております。
3. 田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏は、現在当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中登志男氏及び東本強氏が3年、北川ひろみ氏が1年となります。
5. 田中登志男氏が代表社員を務める税理士法人アイオンは、当社の子会社であった株式会社日本空調岐阜及び株式会社日本空調東海から業務委託報酬を受けておりましたが、その年間取引額は過去5事業年度の平均で株式会社日本空調岐阜が0.1百万円、株式会社日本空調東海が0.3百万円であり、それぞれの連結売上高に占める割合は同平均で0.01%未満となっており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。なお、各社との契約はすでに終了しており、新たな契約の予定はございません。
6. 当社は、非業務執行取締役である室谷敏彰氏、田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告28頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名のうち、監査役小林正博氏、渡邊資史氏及び寺澤実氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

こ ばやし まさ ひろ
小林 正博

(1961年2月25日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 23,700株

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

1984年4月	当社入社	2019年5月	日本空調システム株式会社監査役(現任)
2007年4月	当社横浜支店長		日空ビジネスサービス株式会社監査役(現任)
2011年4月	当社内部統制室長	2019年6月	当社常勤監査役(現任)
2013年4月	当社内部監査室長(現 内部監査部)	2021年5月	株式会社日本空調北陸監査役(現任)
2019年4月	当社人事部付		

監査役候補者とした理由

国内の事業拠点の支店長や内部統制部門、内部監査部門の要職を歴任しており、それらの経験を通じて培った知識と豊富な経験をいかし、引き続き、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2※

ふち の ひさ し
湊野 壽士

(1963年3月26日生) 候補者の有する当社の株式数…………… 400株

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

1993年3月	当社入社	2014年4月	当社経営企画部長
2005年5月	日空ビジネスサービス株式会社取締役	2014年5月	日空ビジネスサービス株式会社取締役
2008年5月	株式会社日本空調東北監査役	2015年10月	日本空調四国株式会社出向 代表取締役
2011年4月	当社経営戦略本部経営企画室長(現 経営企画部)	2018年4月	同社出向解除 当社北海道支店長
2011年5月	株式会社日本空調東北取締役	2023年4月	当社人事部付(現任)
2012年4月	当社経営企画室長(現 経営企画部) 兼海外事業部長(現 海外部)	2023年5月	イーテック・ジャパン株式会社監査役(現任)

監査役候補者とした理由

国内の事業拠点の支店長や経営企画、海外部門、国内子会社の代表等の要職を歴任しており、それらの経験を通じて培った知識と豊富な経験をいかし、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1986年 4月	サントリー株式会社入社	1997年 4月	公認会計士登録
1991年 6月	同社退社	1998年 7月	同監査法人退職
1993年 8月	TAC株式会社入社	1998年 8月	公認会計士寺澤会計事務所代表 (現任)
1994年10月	同社退社	1998年10月	税理士登録
	青山監査法人入所	2015年 6月	当社社外監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を当社グループの実効的な監査に反映していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で一般事業会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、引き続き、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 「候補者の有する当社の株式数」については、2023年3月31日の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、2000年4月から2015年5月までの間、寺澤実氏が代表を務める公認会計士寺澤会計事務所との間で顧問契約を締結しておりましたが、その顧問料は、いずれの年も200万円未満であり、連結売上高に占める割合は0.01%未満となっており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、同契約はすでに終了しており、特別の利害関係はありません。なお、その他の候補者と当社との間にも特別の利害関係はありません。
4. 当社は、小林正博氏、寺澤実氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、瀧野壽士氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告28頁に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 寺澤実氏は、社外監査役候補者であります。
7. 寺澤実氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 当社は、寺澤実氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

〈ご参考〉取締役・監査役のスキルマトリックス（第60回定時株主総会後の予定）

	氏名	地位	属性	主な専門性や知識・経験・能力等					
				経営・ガバナンス	営業	財務・会計	技術・品質	人材育成	海外事業
取 締 役	田中洋二	代表取締役社長		●		●			●
	依藤敏明	取締役上席執行役員 経営企画部長			●		●		●
	諏訪雅人	取締役上席執行役員 人事部長		●			●	●	
	白石一彦	取締役上席執行役員 名古屋支店長			●		●	●	
	室谷敏彰	取締役		●	●			●	
	田中登志男	社外取締役	[社外] [独立]	●		●			
	東本強	社外取締役	[社外] [独立]	●					●
	北川ひろみ	社外取締役	[社外] [独立]	●				●	
監 査 役	小林正博	常勤監査役		●	●			●	
	淵野壽士	常勤監査役	[新任]	●	●				●
	中島雅利	社外監査役	[社外] [独立]	●		●			
	寺澤実	社外監査役	[社外] [独立]	●		●			

※各氏が有する専門性や知識・経験・能力等のうち、主なものを最大3つまで記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名（業務執行取締役5名）に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額2,500万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告28頁から31頁に記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や取締役の担当部門の実績等を総合的に勘案して、相当であると判断しております。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、供給制約や海外経済減速に伴う輸出の低迷を受け、一部に弱さがみられるものの、新型コロナウイルスの水際対策の緩和によるインバウンド需要の増加や、全国旅行支援に伴う個人消費の回復を背景に、緩やかに持ち直しております。一方で先行きについては、ウクライナ情勢等を受けたエネルギー資源の高騰や、円安による部資材の調達価格上昇、米欧利上げに伴う海外経済の減速などの影響が懸念され、依然として不透明な状況となっております。

このような経済環境の中、ビルメンテナンス業界においては、省エネや省コストに加え、病院での手術室の無菌化や院内感染の防止、製薬工場や再生医療研究所等でのバリデーションサポートといった高度な技術力に対し関心が高い一方で、施設の維持管理コストの見直し意識の高まりが強くなっている状況です。

当社グループにおいては、サービスを提供する現場でのお客様との接点を最重要視し、状況に応じた感染症防止対策を講じつつ、当社のノウハウを活かした「設備及び環境診断・評価」「ソリューション提案（省エネ・省コスト提案、環境改善提案）」を通じてお客様の潜在ニーズの掘り起こしに努め、新規物件の獲得や既存契約の維持に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は52,886百万円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は2,847百万円（同8.8%増）、経常利益は3,051百万円（同8.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,940百万円（同31.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は572百万円であります。その主なものは、当社研修センター建設のための用地取得、また、子会社である株式会社日本空調東北の盛岡営業所用地の取得、株式会社日本空調北陸の本社増設のための用地取得であります。

なお、現在、当社グループの長期ビジョンである「全てのステークホルダーの幸せ向上」実現に向け、その根幹を成す“人的資本”の価値向上を目的とした「採用・広報」「制度・環境改善」「作業効率化」「新人財育成」の各種プロジェクトを推進しており、上記の当社研修センター建設は、「新人財育成」プロジェクトにおける、新人・若手層の早期戦力化や従業員の技術力向上

を目的としております。当連結会計年度末現在において用地の取得は完了しており、その他詳細につきましても検討を進めております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に重要な資金調達はありません。なお、設備投資等の資金は、主として自己資金、借入金をもって充当しました。

(4) 対処すべき課題

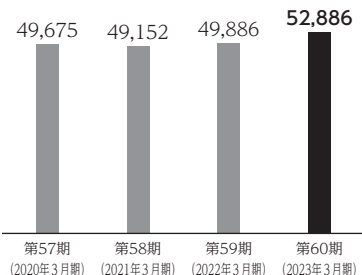
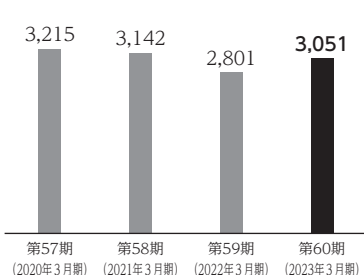
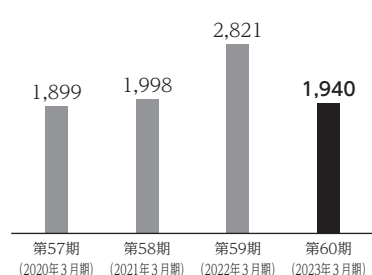
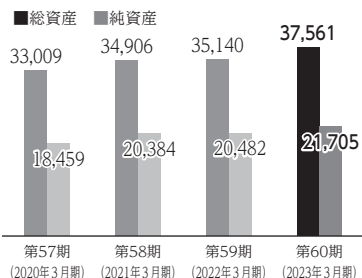
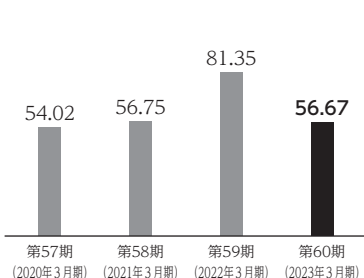
当社グループが持続的な成長を実現するためには、お客様の事業活動におけるサステナビリティに寄与することを目的とした建物設備メンテナンスを安定的に拡大し、より強固な経営基盤を構築していくことが必要であると考えております。その実現に向けた施策として、お客様から“日本空調に仕事を任せて本当に良かった、これからも頼むよ”とのご評価を得て、契約の更新そして拡大を図るとともに、毎年着実に新規のお客様を獲得できるよう、お客様の事業価値の向上に貢献する高い技術力とサービス力を「日本空調ブランド」と位置付け、提供するサービスの質の絶え間ない向上を掲げ、競争力を高めてまいります。また、内部統制システムの更なる充実を図ることで社内管理体制の強化に取り組んでまいります。

現在は、当社グループの経営戦略と数値目標を明確に示した将来展望である「2019中期5ヵ年経営計画」を遂行中であり、次の点を中長期的な課題と捉えて注力するとともに、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組むことで、長期ビジョンである「全てのステークホルダーの幸せ向上」の達成を目指しております。

- ① 引き続き、維持管理に高度な技術力が必要とされる特殊な環境を有する施設（当社グループでは「病院及び研究施設」「製造工場等」「その他の特殊な施設」を特殊な環境を有する施設と定義しております。）に対する高品質サービスの提供及び当社のビジネスモデルの強みを生かしたワンストップサービスの強化に努めます。また、全都道府県に展開している拠点網を最大限活用し、点から線そして面へと営業展開を加速させることで、全国展開企業との取引拡大を推進していきます。
- ② 海外進出については、技術力及び提案力を一層強化することで新規顧客開拓を進め、2024年3月期に海外営業利益比率5%とすることを目標に掲げ、進出拠点の早期収益化を目指します。

- ③ 当社最大の財産である人的資源の更なる充実に向け、「採用」「働き方」「効率化」「教育」をキーワードとした各種プロジェクトを推進することで、従業員の満足度を高めま
す。
- ④ 高品質サービスの維持及び一層の強化に向けて、熟練技術者の養成を強化します。
- ⑤ 国内外での業容拡大に向け、グローバル経営を推進することで、外国籍従業員の積極採用
に努め、2024年3月期に150名とすることを目標に掲げ、達成に向け取り組みます。
- ⑥ 営業利益及び1株当たり当期純利益（EPS）を重要な経営指標と捉え、2024年3月期
に54円とすることを目標に掲げ、達成に向け取り組みます。
- ⑦ 自己資本当期純利益率（ROE）10%の維持に努め、持続的に企業価値を向上させるた
めの経営を実践します。

長期ビジョンの達成には資本生産性の向上が必要であり、そのためには人的資本の価値向上が最重要であると考えております。2019年3月期より人的資本の価値向上を目的として、採用活動及び採用広報に関する有効な施策を検討する「採用・広報」、人事制度や給与基準・各種手当等の見直しを検討する「制度・環境改善」、作業効率化ツールの導入や業務内容の見直し及び改善を検討する「作業効率化」の各種プロジェクトを推進しております。また、2022年3月期より新人・若手層の早期戦力化や従業員の技術力向上を検討する「新人財育成」のプロジェクトを立ち上げ、未来の財務・非財務資本に繋げるべく注力しております。人的資本の価値向上により、特殊な環境を有する施設への傾注及び海外展開を強化することで、経済的価値の継続的な創造に努めてまいります。これらの取り組みを着実に推進し、業界におけるポジションを一層高め、「建物設備メンテナンス業界のリーダー」として、当社グループ独自のビジネスモデルの構築を目指してまいります。

売上高 (単位：百万円)**経常利益** (単位：百万円)**親会社株主に帰属する当期純利益** (単位：百万円)**総資産/純資産** (単位：百万円)**1株当たり当期純利益** (単位：円)**(5) 財産及び損益の状況の推移**

区 分	第 57 期 (2020年3月期)	第 58 期 (2021年3月期)	第 59 期 (2022年3月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	49,675	49,152	49,886	52,886
経常利益 (百万円)	3,215	3,142	2,801	3,051
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,899	1,998	2,821	1,940
1 株 当 た り 当期純利益 (円)	54.02	56.75	81.35	56.67
総資産 (百万円)	33,009	34,906	35,140	37,561
純資産 (百万円)	18,459	20,384	20,482	21,705

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第59期の期首から適用しており、第59期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百 万 円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
日本空調システム株式会社	90	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調北陸	30	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
株式会社日本空調東北	65	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
日空ビジネスサービス株式会社	30	100.0	建物設備等の維持管理業務の技術者 派遣
イーテック・ジャパン株式会社	10	100.0	建物設備の維持管理業務 及びリニューアル工事業務
蘇州日空山陽機電技術有限公司	400 (千USD)	80.6	精密機械設備のメンテナンス 及びリニューアル工事業務
上海日空山陽国際貿易有限公司	510 (千CNY)	80.6 (80.6)	機器販売・据付及びそれらに係る修繕 業務
NACS BD Co., Ltd.	90 (百万BDT)	100.0 (88.9)	総合建物設備メンテナンスサービス業
Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd	100 (千SGD)	100.0 (100.0)	空調メンテナンスサービス業
NACS Singapore Pte. Ltd.	10 (百万SGD)	100.0	投資、経営及び技術コンサルタント
NACS TPS ENGINEERING CO., LTD.	10 (百万THB)	49.0 (49.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.	700 (千USD)	100.0 (100.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業
NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.	600 (千USD)	100.0 (100.0)	総合建物設備メンテナンスサービス業

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 当社子会社13社はすべて連結子会社であります。
2. 当社の出資比率の欄の()内は、間接保有比率であり内数であります。
3. NACS Singapore Pte. Ltd.のNACS TPS ENGINEERING CO., LTD.への出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため、連結子会社としております。
4. NACS BD Co., Ltd.及びNACS Singapore Pte. Ltd.は特定子会社に該当しております。
5. NIPPON KUCHO SERVICES (M) SDN. BHD.は2020年8月12日開催の当社取締役会において解散決議を行い、2023年2月21日付で解散いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

種 類	主 要 な 内 容
建物設備メンテナンス	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のメンテナンスを主としたサービス
建物設備工事	空調設備をはじめとする建物設備（空調・電気・消防・給排水・衛生設備等）のリニューアル工事及び新築工事

- (注) 当社グループはメンテナンスサービスとリニューアル工事を一体化した事業を単一の報告セグメントとし、記載を省略しております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の本社 名古屋市名東区照が丘239番2

② 当社の支店等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道支店	札幌市東区	岐阜支店	岐阜県岐阜市
筑波支店	茨城県つくば市	三重支店	三重県津市
東京支店	東京都江東区	大阪支店	大阪府箕面市
関東支店	東京都八王子市	中国支店	広島市西区
横浜支店	横浜市神奈川区	九州支店	福岡市博多区
静岡支店	浜松市東区	F M 管理部	東京都江東区
名古屋支店	名古屋市名東区		

③ 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
日本空調システム株式会社	名古屋市東区	NACS BD Co., Ltd.	バングラデシュ ダッカ市
株式会社日本空調北陸	富山県富山市	Evar Air-conditioning & Engineering Pte Ltd	シンガポール
株式会社日本空調東北	仙台市太白区	NACS Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
日空ビジネスサービス株式会社	名古屋市名東区	NACS TPS ENGINEERING CO., LTD.	タイ バンコク市
イーテック・ジャパン株式会社	東京都江東区	NACS ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
蘇州日空山陽機電技術有限公司	中国江蘇省	NACS Engineering Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー ヤンゴン市
上海日空山陽国際貿易有限公司	中国上海市		

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
2,130名	+14名

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員) 991名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

① 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	349百万円
株式会社福井銀行	278百万円
株式会社富山第一銀行	180百万円
株式会社七十七銀行	100百万円
株式会社富山銀行	90百万円

② 貸出コミットメント契約の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とした貸出コミットメント契約を締結しております。

銀行名	借入極度額
株式会社三菱UFJ銀行	1,800百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社愛知銀行	300百万円
株式会社三十三銀行	300百万円
合計	3,000百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 72,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 35,784,000株 |
| (3) 株主数 | 12,266名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,056	8.9
日本空調サービス従業員持株会	2,607	7.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,018	5.9
株式会社三菱UFJ銀行	1,640	4.8
株式会社愛知銀行	1,336	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,128	3.3
重田康光	1,003	2.9
岐阜信用金庫	800	2.3
K I A F U N D 1 3 6 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	697	2.0
岡地修	578	1.7

(注) 当社は、自己株式（1,509千株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中に交付した株式報酬は以下のとおりであります。なお、2022年7月15日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	29,800株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告29頁から31頁に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ・取得対象株式の種類及び数 普通株式628,200株
- ・取得価額の総額 499,926,300円
- ・取得した期間 2021年11月1日から2022年6月23日まで

(ご参考)

上記取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・取得対象株式の種類 普通株式
- ・取得し得る株式の総数 700,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 500,000,000円（上限）
- ・取得期間 2021年11月1日から2022年7月29日まで

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類と数 (1個当たりの株式の数)	1個当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価格	権利行使期間	保有状況
第3回新株予約権 (2014年7月31日)	72個	普通株式28,800株 (400株)	130,600円	1円	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	取締役 3名
第4回新株予約権 (2015年7月31日)	40個	普通株式16,000株 (400株)	185,200円	1円	2015年8月19日から 2045年8月18日まで	取締役 3名
第5回新株予約権 (2016年7月29日)	52個	普通株式20,800株 (400株)	178,000円	1円	2016年8月17日から 2046年8月16日まで	取締役 4名
第6回新株予約権 (2017年7月31日)	42個	普通株式16,800株 (400株)	220,400円	1円	2017年8月17日から 2047年8月16日まで	取締役 4名
第7回新株予約権 (2018年7月13日)	80個	普通株式32,000株 (400株)	262,000円	1円	2018年8月1日から 2048年7月31日まで	取締役 3名
第8回新株予約権 (2019年7月12日)	107個	普通株式42,800株 (400株)	211,600円	1円	2019年7月31日から 2049年7月30日まで	取締役 4名
第9回新株予約権 (2020年7月15日)	125個	普通株式50,000株 (400株)	192,800円	1円	2020年8月4日から 2050年8月3日まで	取締役 6名

(注) 1. 2016年4月1日付で普通株式1株を2株に分割しており、「目的となる株式の数」は調整されております。

2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有していません。
3. 「権利行使価格」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」をいいます。
4. 新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中洋二	代表取締役社長	蘇州日空山陽機電技術有限公司董事
草野幸士	取締役上席執行役員総務部長	日本空調システム株式会社取締役
依藤敏明	取締役上席執行役員 経営企画部長兼海外部長	株式会社日本空調北陸取締役 NACS BD Co., Ltd. Chairman & Director NACS Singapore Pte. Ltd. Managing Director NACS Engineering Myanmar Co., Ltd. Managing Director
諏訪雅人	取締役上席執行役員人事部長	日空ビジネスサービス株式会社取締役
白石一彦	取締役上席執行役員名古屋支店長	
室谷敏彰	取締役	株式会社日本空調北陸会長
田中登志男	取締役	税理士法人アイオン代表社員
東本強	取締役	
北川ひろみ	取締役	弁護士法人GROWTH代表社員 南山大学法務研究科教授
小林正博	常勤監査役	日本空調システム株式会社監査役 日空ビジネスサービス株式会社監査役 株式会社日本空調北陸監査役
渡邊資史	監査役	イーテック・ジャパン株式会社監査役 株式会社日本空調東北監査役
中島雅利	監査役	
寺澤実	監査役	公認会計士寺澤会計事務所代表

- (注) 1. 取締役田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中島雅利氏及び寺澤実氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役田中登志男氏、東本強氏及び北川ひろみ氏、監査役中島雅利氏及び寺澤実氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役中島雅利氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役寺澤実氏は、公認会計士・税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 責任限定契約について

- (1) 当社と、非業務執行取締役である室谷敏彰氏、田中登志男氏、東本強氏、北川ひろみ氏及び監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 - (2) 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。
7. 2022年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役中町博司氏は、任期満了により退任しております。
8. 当事業年度中に以下の監査役の地位の異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中島雅利	常勤監査役	監査役	2022年6月24日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

固定報酬は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は6名（うち社外取締役は1名））において、各役員が担う役割、責務等に応じて決定しております。

2) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

業績連動報酬等は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額240百万円以内、使用人分給与を除く。）において、対象期間の営業利益（連結）の1%または年間の配当金総額の5%いずれか低い方を報酬限度額とし、役員賞与を支給します。

3) 非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

a 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等は、2021年6月18日開催の第58回定時株主総会で決定した報酬総額の限度内（年額50百万円、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名）において、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価情報及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てます。

b 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記dに定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

c 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

なお、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定します。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

d 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち、上記(i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定めるいずれの地位をも喪失することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本

割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4) 1)、2)、3)の割合(構成比率)

1)、2)、3)の各構成割合は決定しておりません。但し、過去3年間の構成割合の実績値は次のとおりであり、各事業年度の業績等により変動いたします。

固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70～85%：5～15%：5～15%

5) 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

- a 固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支給します。
- b 業績連動報酬等は金銭とし、毎年一定の時期に支給します。
- c 非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、毎年一定の時期に割り当てます。

6) 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

- a 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当
代表取締役社長
- b 委任する権限の内容
 - 1)の個人別の金額
- c 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容
該当事項はありません。

7) 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	176 (19)	128 (19)	25 (-)	23 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	44 (18)	44 (18)	-	-	4 (2)
合計 (うち社外役員)	221 (37)	172 (37)	25 (-)	23 (-)	14 (5)

(注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等については定量的な業績指標を基に決定しており、業績の向上、企業価値の増大を計る指標として、当社グループの年次の本業の儲けを表す営業利益(連結)を、当社の重要な経営課題の一つである株主への利益還元を表す指標として、株主還元額(年間の配当金の総額)を選択しております。また、算定方法については、対象期間の営業利益(連結)の1%または年間の配当金総額の5%いずれか低い方を報酬限度額としております。当事業年度の役員賞与は、各指標に基づき報酬限度額を算定のうえ、2023年6月23日開催の第60回定時株主総会の決議をもって総額を確定し、取締役会で協議を行い配分いたします。なお、当事業年度における各指標の実績値等は下記のとおりです。

指標の種類別	実績値	指標を基に算出した 報酬限度額
営業利益(連結)	2,847百万円	28百万円
年間の配当金の総額	959百万円	47百万円

4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。また、当事業年度における支給状況は「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 監査役報酬限度額は、2012年6月22日開催の第49回定時株主総会において、年額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長田中洋二に対し各取締役の固定報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役田中登志男氏は、税理士法人アイオンの代表社員であります。なお、同法人と当社の間には特別な関係はありません。

取締役北川ひろみ氏は、弁護士法人GROWTHの代表社員であり、南山大学法務研究科教授であります。なお、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

監査役寺澤実氏は、公認会計士寺澤会計事務所の代表であります。なお、同所と当社の間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田中登志男	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行っております。また、指名諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	東本強	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、保有するMBAに関する専門的知識及び延べ10年以上にわたる海外駐在で培った豊富な実務経験を基に、当社グループが進める海外展開に関する適切な助言を行い、当社グループの経営管理の強化に貢献しております。また、指名諮問委員会の委員を務めております。
取締役	北川ひろみ	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、コンプライアンス委員会の委員として、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜、適切な発言を行っております。加えて、指名諮問委員会の委員を務めております。
監査役	中島雅利	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、長きにわたる金融機関での豊富な経験により培った財務及び会計に関する専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	寺澤実	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規程によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定め、その周知を目的として定期的な研修等を実施する。
 - 2) 企業価値向上にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。
 - 3) 法令遵守の課題に対応するため、社外委員を含めたコンプライアンス委員会を設ける。
 - 4) 企業行動規範、コンプライアンス管理規程等の違反を早期に発見し解決するため内部通報制度を活用する。
 - 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たないための方針を企業行動規範に明確に定め、適切に対応する。
 - 6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）の保存、管理を適切に行う。
 - a 株主総会議事録及び関連資料
 - b 取締役会議事録及び関連資料
 - c その他重要会議議事録及び関連資料
 - d 稟議書及び関連資料
 - e その他取締役の職務に関する重要な書類
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 事業の存続と経営目標を達成するため、リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等のリスク管理の体制と基準を定める。
 - 2) リスク管理の実効性を確保するために、リスク管理委員会を設ける。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行い、事業運営の指針となる中期経営計画を策定する。各業務執行部門は、その実現に向けた具体的実施策を立案し実行をする。内部監査部門は、経営管理と統制の有効性を評価し、改善に向けた提言等を行う。

- ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
- 1) 経営理念、企業行動規範等の行動指針を共有し、原則として全ての子会社に当社の内部統制システムの適用、整備を行う。
 - 2) 関係会社管理規程に基づき、当社グループの経営を管理し、状況に応じて主要な子会社に取締役又は監査役を派遣して経営を把握する。
 - 3) 関係会社管理規程において、当社に対するグループ各社の重要情報等の報告事項を定め、適時、報告を受ける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要に応じて監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くこととし、当該補助者は、監査役の指揮命令に服し、その人事評価・異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役に報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。
 - 2) 監査役に報告する事項は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令及び定款に関する事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。
 - 3) 監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に対し、重要事項等に関する報告を求めることができる。
 - 4) 監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができる体制を確保する。
 - 2) 監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定めております。また、コンプライアンスに関する意識の定着を目的として、国内のグループの使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施すると共に、海外を含めたグループの使用人に経営理念、企業行動規範等を記載した「CREDO CARD」を配布し、常時携行すべく周知しております。
 - 2) 内部統制システムの構築とその運用、推進を所管する内部統制部門が主体となり、当社及び国内グループ会社統一の「内部統制システム構築の基本方針（以下、同基本方針）」を制定し、評価表による整備・運用状況のモニタリングを実施しております。主要な海外グループ会社においても同基本方針を制定しております。なお、進出各国の新型コロナウイルス感染症に係る規制の状況に応じて、当年度は業務フローの現状確認等を目的として現地訪問も行っており、今後も各社の事業活動の進捗度合いに応じて、整備・運用面を充実させてまいります。
 - 3) 当社は、社外取締役、法務担当部門、顧問弁護士で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築、維持、向上及び改善等に取り組んでおります。なお、同委員会には、当年度創設のガバナンス統括部の部長が委員として参加しております。また、同部長はリスク管理委員会の委員長としての役割も担い、かつ、同部員は、リスク管理委員会の委任を受けた事務局として参加する事により、リスク管理体制との連携を図っております。
 - 4) 内部通報制度の整備、運用については、当社及び国内グループ会社において当社グループ共通のコンプライアンス管理規程及び内部通報制度規則を定め、法令等違反の早期発見と解決に取り組んでおります。なお、内部通報の運用にあたっては、公益通報者保護法改正への対応も踏まえつつこれまでの取り組みを継続して、安心して利用できる信頼性の高い通報窓口の環境整備を行う事で、十分に機能発揮できる内部通報の運用促進に取り組んでおります。また、海外グループ会社におきましては、中国の子会社で導入している内部通報制度を足掛かりに他の海外グループ会社へも順次導入を進めてまいります。
 - 5) 反社会的勢力との一切の関わりを排除すべく、当社グループでは原則として協力会社等との間で、基本契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を締結しております。
 - 6) 財務報告の適正性確保のため、内部統制部門は内部監査部門や経理部他関係部門と連携をとり、必要に応じた改善提案、指導または再発防止の取り組みを行っております。また、その結果については、取締役会及び監査役会に報告することで情報の共有を図っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行やその他業務執行部門の重要情報の保存及び管理に関する体制として、文書取扱規程、文書保存期間一覧表及び文書取扱マニュアル等により、重要文書の保存、管理についての規程を整備・運用しております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループのリスク管理の実効性を確保するため、当社及び国内グループ会社において、リスク管理規程等に基づき、各社のリスク管理委員会にて、リスクの洗い出し、発生の可能性、会社への影響度の測定等を実施し、リスク軽減を図っております。また、各社合同のリスク管理委員会を開催することで国内グループ全体の、リスクマネジメントの活動状況の共有を図っております。当社グループのリスク管理の実効性確保とモニタリングの強化を目的として、同委員会にて対策計画の進捗状況確認を四半期ごとに行っております。また、ガバナンス統括部の部長がリスク管理委員長とコンプライアンス委員を兼任しており、同部員が各委員会の事務局を担うことにより、連携を図っております。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、当年度下期より取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会決議事項の実質的な討議と業務執行に係る重要な意思決定の一部を担わせることで、経営判断の迅速化と取締役会の負担軽減につなげております。これにより、取締役会の機動的な意思決定と監督機能の強化を図っております。
- ⑤ 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
当社グループの管理体制、情報入手並びに当社の取締役会及び監査役会への報告体制の整備、運用のため、関係会社管理規程を策定しております。国内グループ会社に関する情報の入手と展開の実効性を高めるため、当該会社の管理を担当する経営企画部長が取りまとめて、代表取締役、取締役会及び監査役会へ定期的に報告する体制としております。国内グループ会社では定着化が進んでおりますが、引き続き正確かつ早期に報告がなされる体制を構築してまいります。なお、海外グループ各社に関しましては、今後の事業活動の進捗度合いに応じて、報告体制の整備、運用面を充実させ、その実効性を確保してまいります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役からの独立性を持った監査役補助者を置くことができる旨を監査役補助者規則で定めております。

- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制について、その旨を役員一般規程、就業規則で定めております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を会社が負担する旨を役員一般規程で定めております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席すると共に取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めています。
- 2) 監査役が取締役、使用人及び会計監査人等と定期的な情報交換できる場を設ける旨を役員一般規程、就業規則で定めております。当年度につきましては、代表取締役（2回）、社外取締役（3回）及び会計監査人（11回）との意見交換を定期的に行っております。またその他の取締役、執行役員については、必要に応じ意見交換を行っております。

なお、当社グループの業務の適正をより一層確保するため、内部統制システムを主管するガバナンス統括部において、体制全般に関する社内展開を促進させることで、今後も国内外を対象とした継続的な周知徹底と、必要に応じた見直しと改善に努めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,445	流 動 負 債	12,237
現金及び預金	6,582	支払手形・工事未払金等	5,797
受取手形	197	電子記録債権	1,703
電子記録債権	1,025	短期借入金	640
売掛金	7,268	1年内返済予定の長期借入金	157
完成工事未収入金	5,743	未払金	362
契約資産	1,299	未払費用	1,982
未成工事支出金	675	未払法人税等	378
原材料及び貯蔵品	51	契約負債	473
未収入金	221	役員賞与引当金	47
その他	392	受注損失引当金	78
貸倒引当金	△10	その他の	615
固 定 資 産	14,115	固 定 負 債	3,617
有 形 固 定 資 産	8,448	長期借入金	200
建物	2,748	繰延税金負債	115
機械及び装置	1,006	役員退職慰労引当金	66
土地	4,480	執行役員退職慰労引当金	35
建設仮勘定	7	退職給付に係る負債	3,124
その他	205	資産除去債務	49
無 形 固 定 資 産	74	その他の	26
ソフトウェア	52	負 債 合 計	15,855
その他	21	純 資 産	の 部
投 資 其 他 の 資 産	5,592	株 主 資 本	18,827
投資有価証券	4,859	資本金	1,139
繰延税金資産	496	資本剰余金	1,159
その他	237	利益剰余金	17,459
貸倒引当金	△1	自己株式	△931
資 産 合 計	37,561	その他の包括利益累計額	2,491
		その他有価証券評価差額金	2,614
		為替換算調整勘定	39
		退職給付に係る調整累計額	△162
		新 株 予 約 権	223
		非 支 配 株 主 持 分	162
		純 資 産 合 計	21,705
		負 債 純 資 産 合 計	37,561

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		52,886
販売	利益		43,557
営業	利益		9,329
営業	費用		6,481
営業	費用		2,847
営業	費用	11	
営業	費用	101	
営業	費用	9	
営業	費用	5	
営業	費用	61	
営業	費用	1	
営業	費用	24	216
営業	費用	8	
営業	費用	0	
営業	費用	0	
営業	費用	2	12
営業	費用		3,051
営業	費用	1	1
営業	費用	0	
営業	費用	2	
営業	費用	1	
営業	費用	61	
営業	費用	14	
営業	費用	0	79
営業	費用		2,972
営業	費用	1,031	
営業	費用	△9	1,022
営業	費用		1,950
営業	費用		10
親会社株主に帰属する当期純利益			1,940

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,139	1,168	16,482	△807	17,983
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△960		△960
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,940		1,940
自己株式の取得				△192	△192
自己株式の処分		△9		68	59
その他			△2		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△9	977	△123	843
当連結会計年度末残高	1,139	1,159	17,459	△931	18,827

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配主 株持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,337	9	△235	2,111	241	145	20,482
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△960
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,940
自己株式の取得							△192
自己株式の処分							59
その他							△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	276	30	72	380	△17	17	379
連結会計年度中の変動額合計	276	30	72	380	△17	17	1,223
当連結会計年度末残高	2,614	39	△162	2,491	223	162	21,705

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		15,410	流 動 負 債		8,721
現金及び預金		3,790	支払手形		19
受取手形		108	支子記録債		1,544
電子記録債		911	電買掛未払入金		2,060
売掛金		5,461	工関社短期借入		1,249
完成工事未収入金		3,508	係会社一		1,150
契約支資産		608	未払		6
完成工事支出金		437	未払		209
原材料及び貯蔵品		28	未払		1,472
未収入金		258	未払		282
関係会社短期貸付金		66	未払		226
1年内回収予定金		30	未払		294
関係会社の長期貸付金		200	預り引当金		116
倒引当金		△1	員賞与引当金		25
			注損引当金		63
固 定 資 産		12,644	固 定 負 債		2,091
有形固定資産		5,931	退職給付引当金		20
建物		2,093	職産除金負債		1,936
機械及び装置		111	延税の		6
車両運搬具		0			126
工具、器具及び備品		95			0
土地		3,599	負 債 合 計		10,812
一ス資産		25	純 資 産 の 部		14,436
建設仮勘定		6	株 主 資 本		14,436
			資 本 金		1,139
無 形 固 定 資 産		56	資 本 剰 余 金		798
ソフトウエア		40	資 本 準 備 金		362
その他		15	その他資本剰余金		435
投 資 そ の 他 の 資 産		6,656	利 益 剰 余 金		13,436
投資有価証券		4,735	利益準備金		122
関係会社株		1,486	その他利益剰余金		13,313
出資金		0	研究開発立		200
関係会社出資金		38	固定資産圧縮積立		95
従業員に対する長期貸付金		17	別途積立		5,858
関係会社長期貸付金		557	繰越利益剰余金		7,159
長期前払費用		36	自 己 株 式		△937
敷金及び保証金		94	評価・換算差額等		2,582
その他の		9	その他有価証券評価差額金		2,582
倒引当金		△319	新 株 予 約 権		223
資 産 合 計		28,054	純 資 産 合 計		17,242
			負 債 純 資 産 合 計		28,054

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	26,720	36,446
売上原価	9,726	
売上総利益	21,419	29,625
販売費及び一般管理費	8,206	
営業利益		6,820
受取利息		4,761
受取配当金	2	2,059
受取割戻金	345	
受取引当金	1	
受取一時金	29	
受取保険料	6	
受取為替差益	4	
受取手数料	13	
受取の費用	52	
受取の費用	12	
受取の費用	6	
受取の費用	0	
受取の費用	132	141
受取の費用	1	
特別利益		2,385
特別利益	1	1
特別損失	2	63
特別損失	61	
引当金		2,322
法人税、住民税及び事業税	774	740
法人税、住民税及び事業税	△33	
当期純利益		1,582

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,139	362	445	808
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△9	△9
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△9	△9
当 期 末 残 高	1,139	362	435	798

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自己 株式	株主 資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		研究 開発 積立金	固定 資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	122	200	95	5,858	6,537	12,692	12,815	△814	13,948
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△960	△960	△960		△960
当 期 純 利 益					1,582	1,582	1,582		1,582
自 己 株 式 の 取 得								△192	△192
自 己 株 式 の 処 分								69	59
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	621	621	621	△123	487
当 期 末 残 高	122	200	95	5,858	7,159	13,313	13,436	△937	14,436

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,315	2,315	241	16,505
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△960
当 期 純 利 益				1,582
自 己 株 式 の 取 得				△192
自 己 株 式 の 処 分				59
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	267	267	△17	249
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	267	267	△17	737
当 期 末 残 高	2,582	2,582	223	17,242

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

日本空調サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥 谷 浩 之

公認会計士 内 田 宏 季

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空調サービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

日本空調サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥谷 浩之

公認会計士 内田 宏季

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空調サービス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

第60期事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う行動制限等が緩和されたことにより、往査を中心に子会社を含む取締役・使用人、会計監査人との意思疎通・情報収集、重要な会議等への出席及び監査を行いました。

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議に基づく体制の構築は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

日本空調サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 正博 ⑩

監査役 渡邊 資史 ⑩

監査役
(社外監査役) 中島 雅利 ⑩

監査役
(社外監査役) 寺澤 実 ⑩

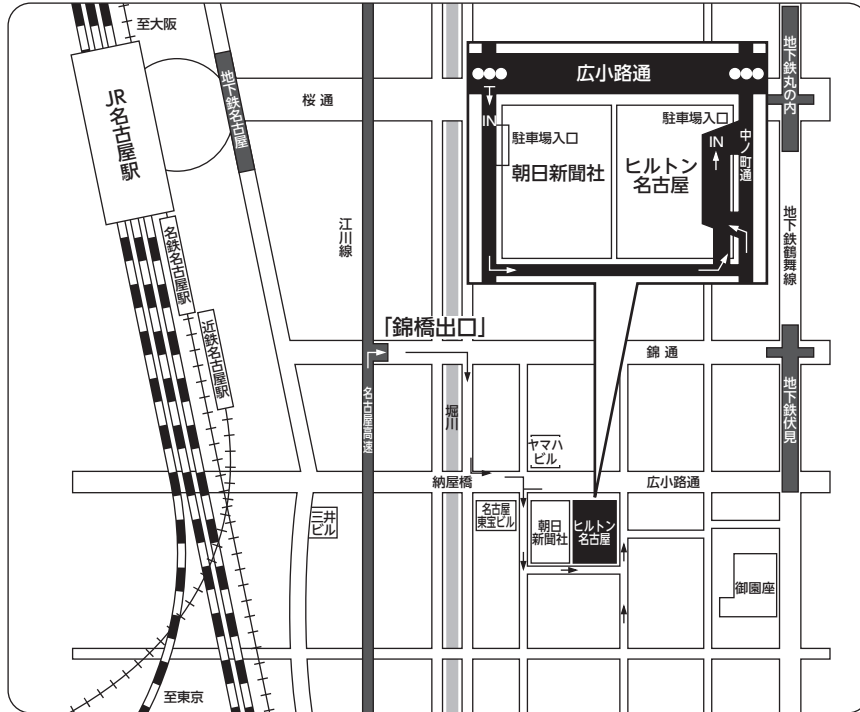
以上

株主総会会場ご案内図

ヒルトン名古屋は地下鉄東山線・鶴舞線

伏見駅7番出口から西へ徒歩約3分

※7番出口が工事のため、6番出口をご利用ください。



<ヒルトン名古屋の連絡先等>

<https://nagoya.hiltonjapan.co.jp>

〒460-0008 名古屋市中区栄1丁目3番3号

TEL : 052-212-1111 FAX : 052-212-1225

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。